

千葉市あんしんケアセンターの公正・中立性の確保について

あんしんケアセンターは担当圏域内において、指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）事業を行う者として独占的な立場にあるため、公正・中立性が求められる。

別添「あんしんケアセンターにおける介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の公正・中立性評価基準」に基づき、調査を実施した。

1 調査対象

令和4年12月に、あんしんケアセンターが作成した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントケアプランのうち、以下の①、②を利用した2,594件。

- ①「訪問介護相当サービス」及び「生活援助型訪問サービス」
- ②「通所介護相当サービス」、「ミニデイ型通所サービス」及び「介護予防通所リハビリテーション」

2 調査方法

特定の事業者（法人）にサービスの利用が集中していないかどうか、上記の①・②における個々のサービス事業者の割合（占有率）について、あんしんケアセンターごとに時点評価及び期間評価を行う。

3 調査結果

28か所のあんしんケアセンター全てにおいて、公正・中立性は保たれている。

(1)時点評価(次ページの「表1」を参照)

評価方法：時点評価中「占有率の最大値」が50%を超える場合は、問題ありと推定する。

ア 「訪問介護相当サービス」、「生活援助型訪問サービス」

⇒該当事業者はなし。

イ 「通所介護相当サービス」、「ミニデイ型通所サービス」及び「介護予防通所リハビリテーション」

⇒該当事業者はなし。

【表１ 時点評価】…令和４年１２月時点

(単位：％)

種類	①訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス		②通所介護相当サービス・ ミニデイ型通所サービス 介護予防通所リハビリテーション	
	占有率の最大値	関係法人の占有率	占有率の最大値	関係法人の占有率
センター名	【％】	【％】	【％】	【％】
東千葉	18.8	0.0	36.4	36.4
中央	12.5	0.0	15.7	8.6
千葉寺	18.8	0.0	16.3	12.2
松ヶ丘	13.0	0.0	7.0	0.0
浜野	40.9	0.0	16.7	2.1
こてはし台	<u>50.0</u>	0.0	25.0	0.0
花見川	33.3	0.0	20.0	13.3
さつきが丘	34.7	0.0	17.9	2.1
にれの木台	42.9	0.0	25.0	0.0
花園	25.0	8.3	12.3	5.3
幕張	23.7	38.0	36.8	1.1
山王	29.2	0.0	13.5	6.3
園生	22.2	0.0	16.2	2.7
天台	25.0	0.0	18.4	10.2
小仲台	22.2	11.1	15.9	3.2
稲毛	28.6	0.0	15.1	0.0
みつわ台	23.8	0.0	20.6	1.5
都賀	28.1	0.0	17.6	0.0
桜木	11.4	8.6	21.0	1.2
千城台	24.0	0.0	13.1	1.6
大宮台	35.7	0.0	25.9	1.9
鎌取	30.0	0.0	20.0	50.9
誉田	13.6	0.0	26.7	0.0
土気	34.2	0.0	32.4	0.0
真砂	17.4	0.0	7.9	0.0
磯辺	18.8	0.0	12.3	0.0
高洲	25.8	25.8	10.7	22.9
幸町	16.7	0.0	28.6	28.6

*関係法人の占有率が高くなっている箇所については、法人内で複数の事業所を運営している場合でその合計数のため

(2) 期間評価(「表2」を参照)

評価方法：時点評価中「占有率の最大値」が判定基準数値30%を超え、かつ対前年度同月との差が30ポイント以上の場合は、問題ありと推定する。

ア 「訪問介護相当サービス」、「生活援助型訪問サービス」

⇒該当事業者はなし。

イ 「通所介護相当サービス」、「ミニデイ型通所サービス」及び「介護予防通所リハビリテーション」

⇒該当事業者はなし。

【表2 期間評価】

(単位：%)

種類	①訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス		②通所介護相当サービス・ ミニデイ型通所サービス 介護予防通所リハビリテーション	
センター名	占有率の最大値		占有率の最大値	
	令和3年12月	令和4年12月	令和3年12月	令和4年12月
	【%】	【%】	【%】	【%】
東千葉	—	—	37.7	36.4
浜野	48.0	40.9	—	—
こてはし台	66.7	50.0	—	—
花見川	26.7	33.3	—	—
さつきが丘	29.8	34.7	—	—
にれの木台	27.3	42.9	—	—
幕張	—	—	24.4	36.8
大宮台	35.3	35.7	—	—
鎌取	29.4	30.0	—	—
土気	50.0	34.2	21.4	32.4

※表2は、時点評価判定基準数値30%を超えたセンターについて記載。